

監査報告書

平成20年6月19日

国立大学法人九州大学

総長 梶山千里殿

国立大学法人九州大学

監事 酒井能章 ㊟

監事 篠原 俊 ㊟

国立大学法人法、独立行政法人通則法の規定に基づき、国立大学法人九州大学の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第4期事業年度の業務について監査を実施し、監事の意見として以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

一般に認められた監査手続きに従い、役員会、経営協議会、教育研究評議会、その他重要な会議に出席し、業務の実施状況について聴取するほか、重要な決裁書類等を閲覧した。更に、各業務責任者から業務処理の状況を聴取すると共に、業務及び財産の状況を調査し、書面、証拠書類の査閲等により確認した。

また、会計監査人から監査の方法とその結果について報告及び説明を受け、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、附属明細書、事業報告書及び決算報告書の正確性について検討を加えた。

2. 監査結果

- (1) 会計監査人である監査法人トーマツの監査の手法及び結果は相当であると認める。
- (2) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (3) 財務諸表及び決算報告書は、法令及び国立大学法人九州大会計規則等の規定に準拠して処理され、法人の財政及び運営状況を正しく示していると認める。